

事業概要

●調査の背景・目的

・食品表示法に基づく差止請求は、これまで裁判例もなく、差止請求の実施例もない。①「適格消費者団体による食品表示法に基づく差止請求の裁判例、申入例が存在しない」ことの原因(課題)と、②これから食品表示法に基づく差止請求の活性化に向けてどのような取り組みが考えられるか、検討した。

●実施内容

・**法制上の課題**:食品表示法に関する文献を調査するとともに、有識者(KC's五條操・検討委員長)からのヒアリングを実施した。

・**端緒情報の収集段階での課題**:各省庁が公開している事例検索・掲載サイトを調査するとともに、北海道立消費生活センター、札幌市消費者センター、事業者団体(日本ハム・ソーセイジ協同組合北海道支部)からのヒアリング調査を行った。

・**調査段階での課題**:有識者(佐藤弘直神戸学院大学准教授)からのヒアリングを実施するとともに、北海道立消費生活センター商品テスト部、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)からのヒアリング調査を行った。

・**立証段階での課題**:表示に関する法律として共通する景品表示法に関して、広島高等裁判所岡山支部令和5年12月7日判決の当事者である消費者ネットおかやま・大賀副理事長からのヒアリングを実施した。

実施結果

調査の結果、以下の課題が明らかになった。

・**法制上の課題**:①機能性表示が差止請求の対象外とされている。
②差止請求の要件が「著しい」事実の相違とされ限定されている。
③景品表示法や消費者契約法に基づく差止請求を行うことで足りるとも解される。

・**端緒情報の収集段階での課題**:①消費生活センターや事業者から適格消費者団体が相談窓口として認識されていない。
②公的機関の検索サイト等に問題点があることが判明した。

・**調査段階での課題**:①適格消費者団体に人的体制・物的設備がない。
②地方自治体の商品テスト部門やFAMICでは適格消費者団体からの調査要請に応じられるかすらわからない。
③調査費用や民間の調査会社に依頼することになった場合の財政的基盤も適格消費者団体にはない。

・**立証段階での課題**:景品表示法での議論をそのまま食品表示法に妥当させると、適格消費者団体が立証責任を負担することになる。証拠が事業者に偏在していて、物的設備等もないにもかかわらず、立証を求められ訴訟追行できないおそれがある。

提言

・**法制上の課題**:機能性表示を差止請求の対象とするには、景品表示法や消費者契約法に基づく差止請求を検討する必要がある。

・**端緒情報の収集段階での課題**:適格消費者団体自身による周知に加えて、消費者、消費生活センター、事業者に対して差止請求の周知が必要
／食品表示に関する検索サイト・掲載サイトの問題点の改善が必要

・**調査段階での課題**:適格消費者団体内部に食品表示の専門家を育成する／公的調査機関である地方自治体の商品テスト部門やFAMICが適格消費者団体からの検査要請に対応する仕組みづくりが必要

・**立証段階での課題**:証拠の偏在を解消する効果的・効率的な適格消費者団体の立証方法の検討が必要